

## やまなしG F P グローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3輪国第5108号農林水産事務次官依命通知)及びG F P グローバル産地づくり推進事業実施要領(令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき実施する、やまなしG F P グローバル産地づくり推進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、民間事業者等(以下「補助対象者」という。)の行う輸出モデルを構築・普及することにより県産農産物の輸出を拡大することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

### (補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とし、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

- (1) 輸出事業計画策定事業
- (2) 生産・加工等の体制構築事業
- (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善事業
- (4) その他事業実施に必要となる事業
- (5) 事業推進費

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規程により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

#### （補助金の交付条件等）

第6条 この補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助対象者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の変更承認を受けなければならない。ただし、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外の軽微な変更については、この限りでない。
- （2）補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の変更承認を受けなければならない。
- （3）補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）においては、知事の変更承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- （5）前号による知事の変更承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （6）補助対象者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- （7）補助対象者は、前号の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積もり合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第4号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

#### （申請の取下げ）

第7条 補助対象者は、第4条第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5条の規定による交付決定通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

### **(事業の着手)**

第8条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じた取組、継続的な取組など事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に着手する場合にあつては、補助対象者は、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項ただし書により交付決定前に着手する場合については、補助対象者は本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、補助対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

### **(状況報告)**

第9条 補助対象者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在の遂行状況を事業遂行状況報告書（様式第6号）により作成し、翌月10日までに知事に提出しなければならない。

### **(補助金の交付方法)**

第10条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

### **(実績報告書)**

第11条 補助対象者は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### **(補助金の額の確定)**

第12条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、実績報告等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、返還を命ぜられた日から20日以内（市町村長が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）に県に返納しなければならない。
- 4 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

#### **（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）**

- 第13条 補助対象者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 補助対象者が補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときの延滞金については、前条第4項の規定を準用する。

#### **（海外の付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）**

- 第14条 知事は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助対象者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助対象者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第11条の実績報告において、当該補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 補助対象者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、前条第1項に準じて知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。
  - 4 補助対象者が、補助金の返還を命ぜられ、これを期日までに納付しなかったときの延滞金については、第12条第4項の規定を準用する。

#### **（財産の管理等）**

- 第15条 補助対象者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を

図らなければならない。

- 2 補助対象者は、取得財産等については、財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 補助対象者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認を受けようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることとする。

#### （収益納付）

- 第16条 補助対象者は、補助事業を実施することにより相当の収益が生じたときは、知事が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項による報告があった場合において、その他補助対象者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと知事が認定したときは、知事が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を県に納付させることがある。

#### （補助金の経理及び補助事業者に対する調査）

- 第17条 補助対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 補助対象者は、所得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第11号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 補助事業の実施に当たり作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
  - 5 知事は必要があるときは、補助対象者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### （その他）

- 第18条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項について

は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

(別 表)

補助対象経費	補 助 率	重要な変更	
		経費の変更	事業内容の変更
1 輸出事業計画策定に係る経費 2 生産・加工等の体制構築に係る経費 3 輸出事業計画の事業効果の検証・改善に係る経費 4 その他事業の実施に係る経費 5 事業推進に係る経費	定額（上限：5,500千円）	1 補助対象経費の欄に掲げる1から5までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減  2 補助金額の増額を伴う変更	1 事業実施場所(産地)の変更  2 事業目的の変更

様式第1号

番 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び計画

3 交付申請額      ¥



4 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
1 輸出事業計画策 定支援に係る経費	円	円	円	
2 生産・加工等の 体制構築支援に係 る経費				
3 輸出事業計画の 事業効果の検証・ 改善支援に係る経 費				
4 その他支援に係 る経費				
5 事業推進に係る 経費				
合計				

※ 備考欄には、消費税仕入れ控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックすること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 司法公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

5 完了予定年月日                      年      月      日

6 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 県補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 輸出事業計画策定支援に係る経費	円	円	円	円	
2 生産・加工等の体制構築支援に係る経費					
3 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援に係る経費					
4 その他支援に係る経費					
5 事業推進に係る経費					
合計					

添付書類

(1) 事業実施計画

(2) その他必要な書類

(補助対象者) 殿

山梨県知事

やまなしG F P グローバル産地づくり推進事業費補助金交付決定通知書

○年○月○日付けで申請のあったやまなしG F P グローバル産地づくり推進事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第 5 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、○年○月○日付けで申請のあったやまなしG F P グローバル産地づくり推進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付要綱別表に定める重要な変更該当しない軽微な変更については、この限りではない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又

は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (6) 前号により契約をしようとする場合は、入札等に参加しようとする者に対し、様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のないものについては、入札等に参加させてはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

○年○月○日付け販輸第○○○○号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

補助対象者 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申し込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び山梨県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあたっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的な独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令または課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。

なお、当該命令を受けた費から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

## やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

## 記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助対象者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

## 別添

区分	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

やまなしG F P グローバル産地づくり推進事業費補助金遂行状況報告書

〇年〇月〇日付け販輸第〇〇〇〇号により交付決定があったこのことについて、やまなしG F P グローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年 12 月 31 日までに完了したもの		〇年 1 月 1 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
やまなし G F P グ ローバル 産地づく り推進事 業		円				

注 1 : 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。





山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金実績報告書

○年○月○日付け販輸第○○○○号で交付決定のあったこのことについて、やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

また、併せて精算額として補助金○○○円の交付を請求いたします。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び実績

3 精算額            ¥

4 支払いの方法

口座振込	<u>振込金融機関名</u>	_____
		本店 ・ 支店 (支店名: _____ 支店)
	<u>預金種別</u>	_____
	(フリガナ)	
	<u>口座名</u>	_____
	<u>口座番号</u>	_____

5 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分		備考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
1 輸出事業計画策 定支援に係る経費	円	円	円	
2 生産・加工等の 体制構築支援に係 る経費				
3 輸出事業計画の 事業効果の検証・ 改善支援に係る経 費				
4 その他支援に係 る経費				
5 事業推進に係る 経費				
合計				

※ 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

6 完了年月日                      年      月      日

7 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 輸出事業計画策定支援に係る経費	円	円	円	円	
2 生産・加工等の体制構築支援に係る経費					
3 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援に係る経費					
4 その他支援に係る経費					
5 事業推進に係る経費					
合計					

添付書類

(1) 事業成果報告

(2) その他必要な書類

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金  
の消費税仕入控除税額報告書

○年○月○日付け販輸第○○○○号で交付決定のあったこのことについて、やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1 補助金の額の確定額                    | ¥ |
| (○年○月○日付け販輸第○○号による額の確定通知額)     |   |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入れ控除税額       | ¥ |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除額 | ¥ |
| 4 補助金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額) | ¥ |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し (税務署受付済のもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳
- (4) 事業実施社が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

(2) 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

(3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業費補助金  
財産処分承認申請書

やまなしGFPグローバル産地づくり推進事業により取得した財産を、次のとおり処分  
したいので、同補助金交付要綱第15条第3項の規定により申請します。

- 1 処分する財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 添付書類  
(1) 財産管理台帳の写し(様式第11号)  
(2) その他知事が必要と認める書類

以上

財産管理台帳

事業者名 \_\_\_\_\_

事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名												
事業種類	事業の内容				工期		経費の区分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
								国庫補助金	都道府県費	その他						
							円	円	円	円						
	計															
	計															
	計															
合 計																

- (注1) 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- (注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- (注3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- (注4) この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。